

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
1	事業内容	本格実施はいつからでしょうか。	令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の拡充を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することを予定しています。
2	事業内容	実施にあたり、一時預かり事業を行っていることが前提となりますでしょうか。	前提にはなりません。
3	事業内容	待機児童が発生している自治体においてもこども誰でも通園制度を実施することが可能でしょうか。	可能です。なお、令和8年度からは対象となる全てのこどもに、乳児等のための支援給付を受ける権利が生じるため、待機児童の発生有無に関わらず、こども誰でも通園制度を実施する必要があります。
4	事業内容	市の独自事業を、こども誰でも通園制度に位置付けることは可能でしょうか。	設備運営基準等を満たしていれば可能です。
5	事業内容	2歳児を対象に幼稚園のプレ保育を実施している施設がありますが、プレ保育は本事業の対象となりますでしょうか。	設備運営基準等を満たしていれば対象となりますが、対象のこどもは、0歳6か月～満3歳未満となっておりますので、3歳の子が利用する場合には、本事業の対象外となります。
6		(削除)	(削除)
7	事業内容	こども誰でも通園制度を令和7年度から実施する場合、市町村で実施事業者数に制限を設けたり、提供区域や施設類型、対象のこどもの年齢に制限を設けることは可能でしょうか。	令和7年度においては可能です。ただし、令和8年度の本格実施からは、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備をする必要があり、ご指摘の制限については、実施事業者数について、令和8年度から必要利用定員の総数と利用定員の総和を踏まえた需給調整を行うことが可能です。また、市町村内で乳児等通園支援事業を実施する区域や施設類型を制限することはできません。なお乳児等通園支援事業の対象のこどもの年齢は0歳6か月～満3歳未満としており、市町村が制限を設けることはできません。
8	事業内容	定期利用を前提に実施することを想定し、週や曜日の選択によって利用日数の差がでないようにするために祝日の多い月曜日と金曜日は実施せず、火曜日から木曜日に限定して事業を実施することは可能でしょうか。	令和7年度の実施においては問題ありません。ただし、令和8年度の本格実施からは、市町村において、管内すべての対象のこどもが利用できるよう、提供体制を整備する必要があります。そのため、管内事業所ごとの開所曜日等、どういった受け入れができるのか確認し、本格実施に向け準備をお願いします。なお、各事業所において受入れを行う曜日を限定することを妨げるものではありません。
9	事業内容	0歳6か月～満3歳未満以外の年齢児を対象とした場合は本事業の対象となるでしょうか。	0歳6か月～満3歳未満以外のこどもの受入れは本事業の対象外となります。なお、自治体独自に事業を行うことを妨げるものではありません。
10	事業内容	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまででしょうか。	3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。子ども・子育て支援制度においては、満3歳以上の子どもは、教育保育給付の1号認定（新制度幼稚園や認定こども園の利用）や施設等利用給付の1号認定（私学助成幼稚園等）の利用を受けることが可能です。
11	事業内容	一時預かり事業を利用しているこどもは、本事業の利用の対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
12	事業内容	施設等利用給付を受けているこどもは対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
13	事業内容	障害児の通所給付施設（児童発達支援センター、児童発達支援事業所等）に通っている児童（通所給付を受けている児童）は対象となりますでしょうか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
14	事業内容	令和7年度のこども誰でも通園制度は、住民票のある市町村以外でも対象のこどもであれば利用可能でしょうか。	令和7年度においては市町村を越えた利用を認める場合は、自治体間において協定等を結び、実施方法を決定してください。令和8年度以降における取り扱いについてはNo91～93をご参照ください。
15	事業内容	他自治体の施設を利用した場合（広域利用）、費用負担はどうなりますでしょうか。	令和7年度においては費用負担については、自治体間の協定等により、こどもの居住自治体・施設が所在する自治体のどちらが負担しても差し支えありません。令和8年度以降については、居住する自治体が負担することとなります。
16	事業内容	事業実施当初の利用者の受付方法について、ひとり親家庭など配慮が必要な家庭のこどもの受入れを先に決定し、残った利用枠を特に配慮が必要ではない方々で埋めていくという手法をとっても問題ないでしょうか。	令和7年度の乳児等通園支援事業は、地域子ども・子育て支援事業（市町村実施事業）として実施されるため、問題ありません。令和8年度以降については、市町村実施事業ではなく、給付制度（乳児等のための支援給付）として実施されるため、例えば、予約の受付けについて、配慮が必要な家庭のこどもの利用に係る申込みを先に受け付け、その後それ以外の家庭のこどもの利用に係る申込みを受け付けるといった手法を採用することを市町村が事業所に対して依頼することなどが考えられるところです。
17	事業内容	利用時間について、自治体独自で上乗せしてもよろしいでしょうか。	自治体の負担の下で独自の上乗せを設けることを妨げるものではありません。
18	事業内容	10時間を超えて受け入れを実施した分は本事業の対象となるでしょうか。	一人当たり「月10時間」を上限とするため、それを超える時間については、本事業の対象となりません。なお、自治体の負担の下で独自の上乗せを設けることを妨げるものではありません。
19	事業内容	保護者負担（利用料）について、自治体独自で設定してもよろしいでしょうか。	令和7年度においては、地域子育て支援事業のため自治体独自で設定しても差し支えありません。なお、令和8年度以降の利用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）第12条第2項の規定に基づき、事業所が保護者の同意を得て徴収するため、その額は事業所が定めることとなります。なお、国において、利用料は1時間当たり300円程度を標準とすることをお示ししており、詳細については「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について」（令和8年1月27日付けこども家庭庁長事務連絡）をご参照ください。
20	事業内容	実施方法について、委託での実施、補助金での実施、どちらも可能でしょうか。	令和7年度においては、どちらの実施も可能です。令和8年度以降については、乳児等のための支援給付として、全国一律の給付制度となります。
21	事業内容	キャンセル対応について、統一したルールはありますか。	キャンセルの取り扱いについては各自治体ごとにキャンセルポリシー等を作成し、その取扱いに準じていただくこととしています。こども誰でも通園制度の実施に関する手引P15をご確認ください。なお、令和8年度以降の取扱いについては、整理の上追ってお示しする予定です。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
22	事業内容	令和7年度における指導監督員に資格要件等がありますでしょうか。	業務内容を的確に遂行していただければ、資格要件や経験年数、常勤非常勤の別などは問いません。
23	事業内容	令和7年度における指導監督員が委託でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
24	事業内容	令和7年度における指導監督員を配置するにあたり、管内でこども誰でも通園制度実施施設が1施設の場合でも対象となりますでしょうか。また、公営施設での実施のみの場合でも対象となりますでしょうか。	対象となります。
25	事業内容	親子通園における「利用の条件」について、明確にルールを設ける必要がありますでしょうか。また、どこがルールを定めるのでしょうか。	事業や制度の目的・意義に沿っていれば、事業所判断で対応して構いません。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意してください。
26	事業内容	利用料減免について、実施するかどうかは自治体判断でよろしいでしょうか。	令和7年度においては、問題ありません。 令和8年度以降の取扱いについては、整理の上追ってお示しする予定です。
27	事業内容	利用料減免について、利用料減免を適用する保護者は、利用認定申請において減免の申し出があった保護者のみとしても問題ないでしょうか。	令和7年度においては、問題ありません。 令和8年度以降の取扱いについては、整理の上追ってお示しする予定です。
28	事業内容	利用料減免について、保護者から遡って適用の申し出があった場合、遡及して適用することは可能でしょうか。	令和7年度においては、問題ありません。 令和8年度以降の取扱いについては、整理の上追ってお示しする予定です。
29	事業内容	事業者と利用者の契約行為により、施設を利用することとなりますが、この契約について、利用者が複数の施設(例えば「A」という施設と「B」という施設)を利用する場合は、それぞれの施設で利用契約を取り交わす必要がありますでしょうか。	ご認識の通りです。
30	職員配置	職員を通常保育や一時預かりと兼任した場合それぞれの事業の運営費における算定対象となりますでしょうか。	対象経費を適切に区分し、管理いただくことを前提とし、ご認識のとおりです。 なお、それぞれの事業で専任要件がある場合は、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。
31	職員配置	公立施設で実施する場合、一般財源で措置された人材を配置することとしていますが、この場合でも人件費は補助対象にならないのでしょうか。	令和7年度においては二重交付を避ける観点から、地方交付税などの一般財源で措置されている人件費は対象外となります。一般財源で措置されている部分と、それ以外の部分について適切に切り分けのうえ、補助対象となる額を算出してください。 なお、令和8年度以降については公立施設も乳児等のための支援給付交付金の対象となります。
32	予算	保護者負担については、施設の収入としてよろしいでしょうか。	問題ありません。
33	予算	昼食・おやつ代など実費となる費用は別途徴収してよろしいでしょうか。	保護者の同意のうえ、必要に応じて徴収いただいて問題ありません。
34	予算	「保育所等におけるICT化推進等事業」について、過去に本事業を活用した施設でも再度の活用が可能でしょうか。	当該実施施設で本事業のうち「保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入」を活用していない施設が対象となります。
35	予算	「保育所等におけるICT化推進等事業」について、令和8年度からの実施に向けて、令和7年度中にICT化を推進する場合にも対象となるのでしょうか。	対象となります。
36	子ども・子育て支援事業計画	こども誰でも通園制度を実施する場合、子ども・子育て支援事業計画の策定が必要でしょうか。	すべての都道府県・市町村において、令和7年度中に必要事項を計画に盛り込む必要があります。なお本計画を変更することが困難である場合には、代用計画を策定することとしています。 詳細については「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について(令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)をご確認ください。
37	子ども・子育て支援事業計画	こども誰でも通園制度を令和7年度から実施する場合、5年度分の策定が必要でしょうか。	5年度分(令和7年度～令和11年度)の策定が必要となります。
38		(削除)	(削除)
39	子ども・子育て支援事業計画	「量の見込み」及び「確保方策」の算出について、地域の実情にあわせた算出方法として問題ないでしょうか。	問題ありません。 詳細については「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について(令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)をご確認ください。
40	認可手続	児童福祉法に「実務を担当する幹部職員」、児童福祉法施行規則に「福祉の実務にあたる幹部職員」とありますが、保育所等で乳児等通園支援事業を実施する場合には、基本的に保育所等の施設長が乳児等通園支援事業の実務を担当する幹部職員にあたるかと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
41	認可手続	保育所や認可外保育施設に対する安全計画義務化の際と同様に、こども誰でも通園制度における安全計画の例やひな形をお示しいただけないでしょうか。	現時点においては予定していません。なお、留意事項通知の第2の1においてお示しているとおり、既に安全計画を別途定めている場合には、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えることで足りると考えています。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
42	認可手続	認可手続の様式や提出書類、認可事務のモデルケース(既存保育施設、新規施設などのケースごとに)をお示しいただけないでしょうか。	「乳児等通園支援事業の認可等について」(令和7年2月26日付けこども家庭庁成育局長通知)において別添資料とともに整理していますので、お示した内容をもとにご対応をお願いいたします。なお、令和8年度以降の手続きについては事務フロー及び参考様式をお示しております。 こども誰でも通園制度HP> 想定事務フロー・参考様式等 https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen
43	認可手続	令和7年度概算要求資料では、乳児等通園支援事業の実施主体は市町村とされていますが、民間事業者は実施主体とはならないのでしょうか。民間事業者は実施主体とはならないにもかかわらず、児童福祉法上の認可は必要になるのでしょうか。	令和7年度における乳児等通園支援事業の実施主体については市町村となっておりますが、市町村は、適切に本事業を実施できると認められた者に委託等(契約)を行うことができ、その際は市町村による認可が必要です。
44	認可手続	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和七年内閣府令第一号)第16条において、運営規程で定めるものに、「利用定員」とありますが、「利用定員」は何を指すのでしょうか。	運営規程において定める乳児等通園支援事業の認可に係る「定員」については、任意の一時点において受入可能な最大の乳幼児の数を指す概念であり、一般型乳児等通園支援事業にあつては、備える設備等に応じた受入可能な乳幼児の数が定まるほか、余裕活用型乳児等通園支援事業にあつては、事業を実施しようとする保育所等が受け入れようとする乳幼児の数が当該保育所等の利用定員の範囲内の数となります。 なお、子ども・子育て支援法に基づく「利用定員」については、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和七年内閣府令第九十五号)第3条及び本Q&ANo.160をご確認ください。
45	認可手続	認可の際には当該事業所における定員を定める必要があると認識していますが、歳児ごとに定める必要がありますでしょうか。	令和7年度においては、乳児又は満3歳未満の幼児それぞれにおいて利用定員を設定することが必要です。令和8年度以降については、令和7年11月14日付けで、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和七年内閣府令第一号)」第16条第1項第6号の改正を行ったため、乳児、幼児の区分を問わず「利用定員」の総数のみを定めることが可能となりました。
46	認可手続	歳児ごとに定員を定める必要がある場合、年度当初の年齢により定めることになるのか、満年齢により定めることになるのでしょうか。	利用定員の取扱いについては、当該年度の4月1日時点(0歳については、出生の時点)の満年齢によることとしています。
47		(削除)	(削除)
48	認可手続	公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、「認可」も「意見聴取」も不要だと認識していますが間違いはないでしょうか。(公立の地域型保育事業所と同じ取扱いでよろしいでしょうか。)	ご認識のとおりです。
49	認可手続	認可申請書の様式をお示しいただけないでしょうか。	「乳児等通園支援事業認可申請書(兼)特定乳児等通園支援事業者確認申請書」の案をお示しております。こども家庭庁HPに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてください。 こども誰でも通園制度HP> 想定事務フロー・参考様式等> 2.参考様式・参考資料 https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen
50	認可手続	余裕活用型乳児等通園支援事業は、本事業を行う保育所等の利用定員のうち、現に入所していない空き定員を活用するものであることから、余裕活用型乳児等通園支援事業の認可上の利用定員数が本事業を行う保育所等の利用状況により変更となる可能性があります。その都度、施設の内部規定に記載される利用定員についても変更すべきでしょうか(運用上の取扱いについての第2の6(6)関係)。 例えば、内部規定に「利用定員:6名 ただし、本事業を行う保育所等の利用状況等により変動する場合があります。」等と記載することで、認可上の利用定員が変更となった場合にも施設の内部規定は変更せずに済むような記載を行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、認可上の利用定員の変更毎に、内部規定を変更せずに済むよう、内部規定にあらかじめ「本事業を行う保育所等の利用状況等により変動する」旨をただし書きで規定することについて許容するものであり、認可上の利用定員について具体的な人数を定めないことを許容するものではありません(No.190参考)。
51	認可手続	運営規程の作成例やひな型のようなものは示す予定はありますか。	現時点において、例をお示することは予定していません。
52	食事の提供	乳児等通園支援事業における食事の提供について、保育所では満3歳未満のこどもについては、原則として外部搬入によることができないこととされているが、外部搬入によることは可能でしょうか。また、乳児等通園支援事業と一体的に運営されている保育所等が外部搬入により食事の提供をしている場合は、乳児等通園支援事業は当該保育所等と同じ食事の提供ができるのでしょうか。	設備運営基準第15条において、一時預かり事業と同様に、「乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)」においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。」と定めておりますが、満3歳未満のこどもが対象であることを踏まえ、留意事項通知の第2の5や「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、乳児等通園支援事業者において、食事の提供に当たり必要な体制について十分に検討を行うことが必要であると考えています。
53	食事の提供	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和七年内閣府令第一号)第15条では、「乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)」においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない」との規定がありますが、この内容を超えて、食事の提供方法について市町村が条例によって規制をかけることは問題ないでしょうか。	食事の提供について、市町村が条例により内閣府令の内容を超えて規制の措置を講ずることは差し支えありません。なお、その場合には、留意事項通知の第2の5においてお示している内容を参考としていただきたいと思います。
54	食事の提供	利用者が弁当等を持参することにより食事をとることも可能でしょうか。	留意事項通知の第2の5において、「食事の提供の有無については乳児等通園支援事業者が判断するものであること。…利用乳幼児の乳児等通園支援事業の利用形態等に応じて、乳児等通園支援事業者が食事の提供を行うのではなく、弁当等を持参して食事をとる場合も考えられること。」としておりです。
55	設備の基準関係	保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合、当該保育所等の設備(便所、調理設備等)を乳児等通園支援事業の設備に兼ねることは可能でしょうか。可能である場合に、当該保育所等の設備は、引き続き保育所等の設備として認可してよろしいでしょうか。	乳児等通園支援事業を保育所等と併設して実施する場合、留意事項通知の第2の3においてお示しているとおり、当該乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、兼ねることは可能です。また、あくまで兼ねるに留まるため、引き続き当該保育所等の設備として取り扱って差し支えありません。
56	設備の基準関係	認可保育所等において一般型乳児等通園支援事業を実施するに当たり、当該認可保育所等の認可において保育室の床面積を最低限必要となる床面積以上に算定している場合に、当該床面積を減少させる認可変更手続は不要でしょうか。	既存の保育所等における保育室の床面積を市町村の条例で定める基準に基づき最低限必要となる床面積まで減じた上で改めて認可を行い、それにより生じた余剰の床面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として算定し認可を行うことは可能です。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
57	設備の基準関係	認可された保育所等において余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する場合、当該保育所等の利用者数によって、当該余裕活用型乳児等通園支援事業を利用できるこどもの数が変動するが、どのように認可又は認可変更をすればよろしいでしょうか。	認可の際には、利用定員の範囲内で事業を実施する旨を運営規程等により確認した上で、監査等により実施状況を都度確認いただく必要があると考えています。
58	設備の基準関係	保育所等が一般型乳児等通園支援事業を一体的に行う場合、当該保育所等の保育室の床面積を当該一般型乳児等通園支援事業の保育室の床面積と重ねて認可してよいか。	保育室等の床面積については、こどもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として認可することはできません。
59	職員配置	保育所等が乳児等通園支援事業を併設して実施する場合に、当該保育所等の保育士や調理員が乳児等通園支援事業に従事することは可能でしょうか。	留意事項通知の第3の(2)の二においてお示しているとおり、保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合に、保育士については、当該保育所等及び当該乳児等通園支援事業双方の職員配置に関する基準を満たした上で、当該保育所等の保育士が乳児等通園支援事業に従事することは可能です。
60	事業内容	乳児等通園支援事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能でしょうか。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」と記載しているとおりで。
61	子ども・子育て支援事業計画	乳児等通園支援事業を実施するにあたり、市町村子ども・子育て支援事業計画(または代用計画)に量の見込みや確保策を定める際、「教育・保育提供区域」を設定する必要がありますでしょうか。	子ども・子育て支援法の規定に従い、教育・保育提供区域ごとに必要事項を定める必要があります。 (参考) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)【令和7年4月1日施行時点】 (市町村子ども・子育て支援事業計画) 第六十一条 (略) 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 三・四 (略) 3~10 (略)
63	その他	保育所等と併設する場合、会計処理は、別施設として処理する必要がありますでしょうか。	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けることが必要です。
64	その他	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設ける必要がありますでしょうか。また、区分が必要な場合、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においてはサービス区分を新たに設ければ足り、拠点区分を設ける必要はない認識でよろしいでしょうか。	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)第31条において、会計区分について、「特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない」としているとおりで。 なおその際、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで他事業の会計と区分することが考えられます。
65	その他	乳児等通園支援事業を行う者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入する必要がありますでしょうか。	留意事項通知の第4において、「乳児等通園支援事業者については事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、改正法による改正後の子ども・子育て支援法(以下「改正後子法」という。)第54条の3の規定により準用する改正後子法第46条第3項の内閣府令で定める基準(令和8年4月1日施行予定)において、乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。」としているとおりで。
66	事業内容	企業主導型保育施設での実施は可能でしょうか。	「一般型」でのみ実施が可能です。
67	予算(令和7年度)	どのような費用が対象経費となるでしょうか。	対象経費は以下のものを想定しています。 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費)、役員費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金
68	予算(令和7年度)	事業所において、利用実績がなかった場合でも、人件費をはじめとした対象経費は補助されるのでしょうか。	利用者がいない場合は、対象経費の補助はありません。
69	予算(令和7年度)	6月からこどもの受入れを開始する場合において、4月・5月に事前準備として、一般家庭への周知や事業所に対する研修にかかった費用は補助対象となりますでしょうか。	対象となります。 (例)周知用ポスター・リーフレットの作成費用、自治体が実施する研修費用(旅費・宿泊費は除く)等
70	予算(令和7年度)	利用申請のあったこどもの事前面談に要する費用について、国費の充当が可能でしょうか。	事前面談に要する費用の補助はありません。
71	予算(令和7年度)	1施設当たりの委託料等の上限額はありますか。	市町村ごとの補助基準額の設定はありますが、1施設当たりの委託料等の上限はございません。なお、委託料等については、国の設定額に応じ、設定してください。
72	予算(令和7年度)	賃借料補助について、事業実施月にかかわらず基準額満額の補助となりますでしょうか。	事業実施月数に応じた補助となります。
73	予算(令和7年度)	賃借料補助について、令和6年度に試行的事業を実施している施設は、令和7年度に補助対象となりますでしょうか。	令和7年度以降に乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施する施設が対象となるため、令和6年度に試行的事業を実施していたとしても補助対象となります。
74	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、公立保育所も対象となりますでしょうか。	公立保育所でこども誰でも通園制度を実施する場合は、本事業を行うために必要な部分のみ補助対象となります。 ※定員での按分等、様々な要件があるため、厚生局に事前にご相談ください。
75	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、すでに事業を実施している施設は対象外となりますでしょうか。	事業が実施されていることをもって整備費の対象外になるということはありませんが、創設、増築、増改築に当たらない場合には補助率の嵩上げはされません。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
76	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、乳児等通園支援事業専用の建物を整備した場合、乳児等通園支援事業の実施と同時に他事業（一時預かり事業等）を実施することは可能でしょうか。	他事業の基準を満たす場合に限り、実施することは可能ですが、乳児等通園支援事業の実施に当たって整備した施設であるため、財産処分の一部転用に該当することから、財産処分の承認を受ける必要があります。なお整備交付金を活用して整備・改修を行った、一般型乳児等通園支援事業所の利用定員の空きを活用して、余裕活用型一時預かり事業を併せて実施する場合については、一時使用であるとして財産処分に該当せず、同申請等は必要ありません。
77	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、施設整備完了後は早急にこども誰でも通園制度を実施する必要がありますでしょうか。	交付金の協議の際に開始時期についても協議を行っているため、想定よりも早く整備が完了したからといって、すぐに開始する必要はありません。
78	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、既存の園庭を整備する（遊具等を乳児でも使用できるものに整備する等）場合、補助対象となりますでしょうか。	園庭の整備は整備費の対象経費に含まれません。
79	施設整備	就学前教育・保育施設整備交付金について、保育所を新たに整備し、その保育所にこども誰でも通園制度実施の部屋を設ける場合、同時に協議することが可能でしょうか。	可能です。ただし、協議書は別々に作成する必要があります。
80	施設整備	保育所等改修費等支援事業を活用する場合には、子ども・子育て支援事業計画の策定が要件になりますでしょうか。	子ども・子育て支援事業計画に必要量や整備計画を定めることを要件とするものではありませんが、それらの計画に基づき計画的に整備することが望ましいです。
81	施設整備	令和7年度の施設整備について、「保育所等改修費等支援事業」では「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する」旨記載がありますが、標記の施設改修は「既存の保育所等の自己所有物件」でこども誰でも通園制度を実施する場合共用部分等（調乳室、給食室、保育室）も補助対象になりますでしょうか。または、こども誰でも通園制度実施にかかり新たに賃貸契約を締結し改修した場合のみ対象でしょうか。	「既存の保育所等の自己所有物件」であるかどうかに関わらず、こども誰でも通園制度を実施するために必要な改修であれば、共用部分についても対象となり得ます。なお、共用部分については真にこども誰でも通園制度を実施するために必要な改修かどうか精査をお願いします。
82	施設整備	こども誰でも通園制度実施施設を整備する場合、施設に対する優遇融資制度等はあるのでしょうか。	WAM（独立行政法人福祉医療機構）の優遇融資制度の活用が可能となります。詳細はWAMIにご確認ください。
83	その他	定款変更は必ず行う必要がありますでしょうか。	社会福祉法人が乳児等通園支援事業を第二種社会福祉事業に該当するものとして実施するに当たっては、社会福祉法第31条第1項に基づき、定款に定める必要があります。また、乳児等通園支援事業が社会福祉法第2条第4項第4号の規定により社会福祉事業に該当せず、公益事業として実施する場合についても原則として定款に定める必要があります。ただし、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款に定めることを要しません。詳細は「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る社会福祉法上の事業区分等について」（令和8年2月6日付けこども家庭庁保育政策課事務連絡）をご参照ください。
84	その他	寄附行為について、学校法人も寄附行為の変更が必要という認識でよろしいでしょうか。	寄附行為への記載の要否については、各所轄庁（文科省、各都道府県）に相談いただくようお願いいたします。（R7.4.10修正）
85	事業内容	令和8年4月1日からの事業開始は必須か。	令和8年4月1日から、全ての市町村において、こども誰でも通園制度を実施する必要があります。具体的には以下のとおりです。 ・令和8年4月1日から、子ども・子育て支援法に基づき、全ての対象となるこどもの保護者に乳児等のための支援給付を受ける権利が生じます。 ・このため、全ての市町村において、対象となるこどもの保護者から乳児等のための支援給付に関する認定の申請があった場合には、審査の上、認定する必要があります。 ・その上で、実際に当該対象となるこどもがこども誰でも通園制度を利用できるよう、令和8年度に向けて、市町村子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める必要があります（必須記載事項）。当該計画に基づき、実際に受け皿を確保していくことが求められます。
86	事業内容	自治体内の実施施設の受入準備等の事由により、令和8年4月から事業実施ができない等の場合、市内全施設で、年度途中から事業の実施（例えば、令和8年6月から一斉実施など）を行うなどの運用は可能でしょうか。また、このような運用を行う場合、利用者の認定決定を年度途中の日で決定（例えば、令和8年6月1日に決定）することなどは可能でしょうか。1文目の運用が難しい場合は、1園のみ令和8年4月1日より事業を開始して、残りの園については6月1日から開始という運用は可能でしょうか。また、市町村として、年度当初は1歳児以降からを対象とし、段階的に受け入れ可能年齢を広げていくという対応は可能か。	令和8年4月1日から、全ての対象となるこどもの保護者に乳児等のための支援給付を受ける権利が発生し、保護者は、乳児等支援給付認定の申請を行うことができることになり、要件を満たせば認定をしていただく必要があります。そのため市町村として一律に、一部の期間認定決定を行わないことや、認定年齢を限定する等の対応を行うことはできません。一方で、提供体制については、令和8年4月1日時点で、市町村の区域内のいずれかの事業所において乳児等通園支援を利用できるよう整えていただき、実情を踏まえながら段階的に整備していただくといった対応をとっていただくことも考えられます。
87	事業内容	令和8年4月1日から施設での利用を開始するため、次の運用は可能でしょうか。 ①令和7年度中に、乳児等支援給付認定を行うこと（申請受付だけでなく、審査及び給付決定が可能か） ②令和7年度中に、利用予定者が認可・確認済みの施設への面談の予約、面談の実施、利用予約を行うこと	①準備行為として、施行日前の申請受付及び認定が可能です。 ②施行日前の利用の予約並びに面談の予約及び実施は可能です。
88	事業内容	待機児童が発生しておらず、今後も児童数の減少が見込まれることから待機児童は発生しないと予測している。一時預かり保育を実施しており、こども誰でも通園制度が想定する需要も現状で受け入れが行えていると考えているが、こども誰でも通園制度を実施する必要はあるのか。	一時預かり事業が、週に数回の短時間労働、病院への通院やレスパイトなど、保護者都合による（一時的な）利用であるのに対し、こども誰でも通園制度は、こどもの育ちを応援するために、こどもが継続的に保育所等へ通園する制度という違いがあり、こども誰でも通園制度はこどもまんなかの視点で実施される制度となります。また、一時預かり事業は地域の実情に応じて市町村の判断において実施するものであるのに対し、こども誰でも通園制度は、令和8年度から、対象となる全てのこどもに給付を受ける権利が生じることとなり、全国どの自治体でも共通で実施する必要があります。これらの違いを踏まえ、一時預かり事業の実施にかかわらず、こども誰でも通園制度を実施していただくようお願いいたします。
89	事業内容	一時預かり事業と一体で運営している施設において、1日の利用のうち最初の数時間のみ「こども誰でも通園」として利用し、残りを「一時預かり事業」として連続利用することは可能でしょうか。また、上記が可能な場合、一時預かり事業の利用分を基準額の決定における実績人数としてカウントしても良いでしょうか。	No88回答に記載の、それぞれの事業目的に合致すると自治体が判断する場合であれば、同日に両事業を利用することも可能です。この場合、同利用者について、一時預かり事業の基準額の決定における利用人数にカウントいただいて差し支えありません。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
90	事業内容	土日の実施要否や時間帯に決まりはあるのでしょうか。	市町村として、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める乳児等通園支援の量の見込みに対応する提供体制を確保する必要がありますが、土日の実施や時間帯について特段の定めはありません。
91	事業内容	広域利用について、令和8年度は認めず令和9年度から他市民を受け入れることとしても問題ないですか。	令和8年度以降は、こども誰でも通園制度は地域子ども・子育て支援事業(市町村実施事業)ではなくなるため、市町村の区域内の事業所について、他の市町村に居住する者の利用を認めないとするような取扱いをする権限は、市町村にありません。なお、自市町村に居住する者が適切に制度を利用できるよう、優先予約枠の設定等の対応について事業者に対して求めることなどが考えられます。
92	事業内容	里帰り出産等で(A市から住民票を移さずに)A市からB市に帰郷された方がこども誰でも通園制度を利用申請する場合、申請窓口はA市になるか。また、上記の場合、利用認定者は総合支援システムを介してB市管内施設に直接申し込むことになり、B市は利用状況や請求書を確認して初めて広域利用があったことがわかるということか。	申請窓口はA市になります。利用状況については、お見込みのとおり、B市において管内施設における利用状況を確認して初めて広域利用があったことが分かります。ただし、広域利用があった際にアラートを行う等の機能は実装していないため、個別に利用状況の確認を行わない場合には、翌月に発行される統計情報から広域利用の状況をご確認いただくこととなります。
93	事業内容	こども誰でも通園制度の実施に関する手引P45について、広域利用は自治体間での協定が必須か。	令和7年度においては、お見込みのとおり、地域子ども・子育て支援事業(市町村実施事業)のため、双方の市町村においてこども誰でも通園制度を実施していることが前提となりますので、協定を結んでいただく必要があります。令和8年度以降については不要です。詳細については「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について(令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)をご確認ください。
94	事業内容	医療的ケア児の受入れについて、設備や職員配置等、受入れ体制が整わない場合は、受入れを断ることが可能なか。	こども誰でも通園制度の実施に関する手引を参考に、受入れ体制の整った事業所において受入れを実施してください。市町村におかれましては、本事業の趣旨を鑑み、医療的ケア児を含めた受入れ体制の確保を行ってください。
95	事業内容	実施要綱案に定める当日キャンセル分についての定義をご教示ください。例えば、前日の午後6時以降などのキャンセル分を当日キャンセルとして定めることは問題無いでしょうか？当日キャンセルが施設の人員配置の余剰分を手当するための規定であるなら、前日夜間のキャンセルも当日キャンセルに含めて良いと思いますが、如何でしょうか？	当日の午前0時を基本としますが、令和7年度においては、当日の定義を各自治体において定め、前日の夜間からとしていただいても差し支えありません。
96	事業内容	利用料について令和7年度は300円を標準としつつ、事業所施設が任意に設定可とのことですが、令和8年度以降、給付化した際も料金は事業所で任意に設定できるのでしょうか。それとも、利用事業所に係わらず全国又は市町村単位で一律設定とする必要があるのでしょうか。	No19を参照ください。なお、「1時間当たり300円程度」はあくまでも標準としてお示ししている額であり、全国又は市町村単位で一律に設定することを強制するものではありません。
97	事業内容	令和8年度以降の乳児等通園支援事業の実施について、経過措置の適用により自治体の判断で利用時間を例えば「3時間/月」と設定した場合、利用者の利用時間が3時間を超えた場合で国の利用時間以内であれば、給付を行うことは可能か。※国制度の10時間以内で延長利用などがあった場合を想定。	経過措置による利用時間を設定した場合、当該自治体に居住する利用者の利用時間は当該設定した時間が上限となり、それを超えた部分の給付は行われません。なお、自治体が当該部分について独自の制度を設けることを妨げるものではありません。
98	事業内容	令和8年度の事業実施に向けた開設準備としての備品購入等を令和7年度内に購入予定であるが、この経費は令和7年度交付金として申請可能か。	不可です。
99	事業内容	1年のうち一部の期間、事業を休止したり、縮小することを前提に実施することは可能か。例えば、放課後児童健全育成事業と併設で実施する場合、学校開校日の午前は、乳児等通園支援を行い、長期休業中は、実施が困難となるので、休業又は実施を縮小することは差し支えないか。	可能です。なお、毎年休業期間が決まっているような場合については、あらかじめ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)第16条第4項に基づき、提供を行わない日を重要事項に定めていただくようお願いいたします。
100	職員配置	子どものための教育・保育給付では、当月初日児童数や職員配置でその額を算出しますが、本制度では時間ごとの事業となるため、職員配置が適正であるかどの時点で判断するのか、また給付費の算出は実務的にどのようにするのか。	保育所、乳児等通園支援事業等に関する職員配置の基準は、認可基準であるため、当該事業を行う際の時点においても適切に満たされている必要があります。その上で、乳児等通園支援事業の監査における職員配置の具体的な確認方法や、乳児等支援給付費の額の算出方法等の実務面の事項については追ってお示しさせていただく予定です。
101	職員配置	一時預かり事業で保育所と一体的に事業を実施している施設において、一時預かり事業の専任職員が1名の場合、その職員が乳児等通園支援の専任職員も兼ねることは可能か。	保育所と一体的に実施する一般型一時預かり事業と、当該保育所と一体的に実施する乳児等通園支援事業を同じ時間帯に実施する場合、当該一般型一時預かり事業に充てられている1名の専任職員をもって当該乳児等通園支援事業の職員とすることはできません。ただし、両事業の実施時間が重ならない場合であれば、それぞれの事業の専任職員として取り扱って両方の事業を実施することが可能です。
102	職員配置	「乳児等通園支援」の専従の配置が求められる場合、当該事業を行っているときのみ、専従であれば、他の時間帯については問題がないという理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
103	職員配置	幼保連携型認定こども園の場合に、幼稚園教諭・助教諭のみを持つ“みなし保育教諭”を、当該配置の担当職員とみなして差し支えないでしょうか？	一般型乳児等通園支援事業については、設備運営基準上、配置できる職員として、保育士又は乳児等通園支援事業に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者とされており、みなし保育教諭であることをもって、担当職員とすることはできません。余裕活用型乳児等通園支援事業については、設備運営基準第25条のとおり、実施事業所の区分に応じ、それぞれの事業所の設備運営基準に定めるところによるものされているため、幼保連携型認定こども園においては、みなし保育教諭が乳児等通園支援事業に従事することも可能ですが、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年11月28日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に基づいて、適切に配置をお願いいたします。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
104	設備の基準関係	余裕活用型一時預かり事業と余裕活用型乳児等通園支援事業を同一保育所で実施する場合、通常保育の利用定員の空き枠を両事業で流動的に活用してもよいか。(例)通常保育の定員に空きが2人分あり、乳児等通園支援事業の利用希望者がいない期間については、2人分を一時預かり事業の利用枠とする。	通常保育の利用定員の範囲内において、空き定員を両事業で流動的に活用いただくことは可能です。
105	設備の基準関係	一般型一時預かり事業を実施していますが、当該事業では年間を通して利用定員に余裕があることから、当該利用定員の余裕を活用して、余裕活用型乳児等通園支援事業を実施したいと考えておりますが、可能でしょうか。	一時預かり事業における余裕利用定員を活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することはできません。
106	設備の基準関係	幼稚園型認定こども園で実施する予定である。現状の保育室をパーテーション等で区切って乳児室を設置しなければならないか。	設備運営基準上、必ずしも保育室を区切る必要はありませんが、実際の保育状況を鑑みながら、安全確保の観点など手引き等を参考に適切にご判断ください。
107	認可手続	認可手続において、市町村児童福祉審議会を設置していない場合、児童福祉に関する利用の意見聴取を行う旨の規定がありますが、地方版子ども・子育て会議での意見聴取に代えて差支えないでしょうか。	差し支えありません。
108	認可手続	公立保育所等において市町村が自ら乳児等通園支援事業を行う場合には、児童福祉法に基づく「認可」を受ける必要はないが、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要があるとの認識でよいか。	ご認識のとおりです。
109	認可手続	Q&Aの「48」によると、公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、「認可」も「意見聴取」も不要とありますが、公立施設の指定管理によって実施する場合や、公立施設の空き部屋を活用し、民間事業者へ乳児等通園支援事業の運営委託を行った場合等、運営主体が自治体ではない場合も「認可」も「意見聴取」も不要という認識でよいか。	ご認識のとおりです。 なお、実施主体が市町村、運営主体が民間である公設民営ではなく、法人等が公の施設の一部分を借受けて自ら運営する場合(民設民営)は、「認可」と「確認」を受ける必要があります。
110	認可手続	既に乳児等通園支援事業で0歳児のみで認可を受けている施設が1～2歳も受け入れられるようにする場合は、再度認可申請が必要か。変更の届出のみでも問題ないか。	変更の届出のみで問題ありません。
111	認可手続	令和8年度から公立施設のみで実施することを想定しているが認可基準を定めた条例を制定する必要があるか。	条例は必ず制定する必要があります。 審査基準に適合している者から認可申請があった場合には、認可する必要があります。
112	予算	令和8年度の公定価格等、予算関連の情報は、いつ頃示される予定か。	令和7年12月末頃を予定しております。
113	予算	令和8年度からの乳児等のための支援給付の負担割合は。都道府県も歳出予算を計上する必要があるのか。	令和8年4月1日施行の子ども・子育て支援法第66条の4第2項に規定されているとおり、負担割合は国3/4、都道府県1/8、市町村1/8です。 都道府県におかれましても、令和8年度予算への計上が必要です。
114	予算	公立施設でこども誰でも通園制度を実施する場合は、給付がされるのか。それとも一般財源による負担となるのか。	公立施設であっても、乳児等のための支援給付の対象となります。
115	予算	一時預かり事業のように、利用者の有無にかかわらず、職員の配置によって補助されるような形となる見込みはあるか。	提供した利用時間の実績に基づく給付制度となります。
116	予算	利用者からの申請～認定までを市町村が電子システム等で受け付ける場合のシステム導入補助等があるか。	ございません。 なお、総合支援システムで利用者認定の申請を受け付けることもできますので(9月改修)、ご活用下さい。
117	子ども・子育て支援事業計画	代用計画策定後は、国や都道府県に報告が必要でしょうか。	市町村子ども・子育て支援事業計画を変更、代用計画を策定しようとするときは、都道府県に協議いただく必要があります。また、変更若しくは代用計画を策定後は、遅滞なく、都道府県へ提出してください。なお、国への協議及び提出は不要です。
118	子ども・子育て支援事業計画	都道府県においても代用計画の策定で対応することは可能か。	可能です。
119	システム	総合支援システムの利用申込フォームで代表者の姓・名を入力する仕様となっているが、人事異動に備え、組織名称で申請することは可能か。また、個人アドレスでなく、組織のアドレスで申請して問題ないか。	組織名称・組織アドレスで登録いただいても差し支えございません。 ※LGWAN環境での接続となります。また、インターネット経由のメールを受信できるアカウントで申請してください。 (例) 姓：●●市 名：●●課●●係 メールアドレス：daretsutanto@city.marumaru.jp
120	システム	人事異動に伴い自治体管理者が変わったので、アドレス・担当者を変更したい。	●アドレスを変更したい https://forms.office.com/r/Xpnt6JHVkp ↑より新アドレスで利用申請のうえ、hoikuseisaku.newkyuufuアットマークcfa.go.jp 宛に旧アカウントの削除をメールでご依頼ください。 ●担当者名のみ変更したい 新担当者氏名を、hoikuseisaku.newkyuufuアットマークcfa.go.jp 宛にメールでご連絡ください。 (※スパム防止のため、「@」を「アットマーク」としております。)

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
121	システム	総合支援システムの利用申込を行ったが、アカウント発行のお知らせが届かない。	<p>アカウントの発行まで5営業日前後いただいております。 5営業日を経過してもメールが届かない場合、下記についてご確認ください。</p> <p>総合支援システムはLGWAN環境から接続していただく必要がありますが、総合支援システムから自動送信されるメールについてはインターネット経由でご確認いただく必要があるため、インターネット経由で自動送信メールの受信をご確認いただければと思います。なお、インターネット経由のメールを受信できないアドレスでアカウント発行申請を行ってしまった場合は、受信可能なアドレスで再度アカウント発行申請をお願いいたします。また、こども家庭庁からのアカウント発行のお知らせが届いたが、総合支援システムよりメールが届かない場合は、登録いただいたアドレスがLGWAN環境のものとなっている場合がございます。その場合ログインができませんので、再度インターネット経由のメールを受信できるアドレスで申請をお願いいたします。 https://forms.office.com/r/Xpnt6JHVkp ↑より新アドレスで利用申請のうえ、hoikuseisaku.newkyuufuアットマークcfa.go.jp宛にLGWAN環境のアドレスで発行されたアカウントの削除をメールでご依頼ください。 (※スパム防止のため、「@」を「アットマーク」としております。)</p>
122	システム	アカウント発行のメールを受信したが、メールに記載のリンクにアクセスするとプライバシーエラーとなり開くことができない。	総合支援システムはLGWAN環境から接続していただく必要があるため、メール記載のリンクについてはLGWAN環境から接続していただきますようお願いいたします。
123	システム	初期パスワードのリセット申請画面にある送信ボタンが押下できない。	お使いのブラウザが最新のバージョンになっているかをご確認をお願いいたします。 Microsoft Edge最新版、Google Chrome最新版を推奨しています。
124	システム	システム操作に関する問い合わせフォームはどこにあるのか。	ログイン後、「各種サポート」から「よくあるご質問」の各種項目「アカウント管理」「予約管理」などをクリックしていただくと、その次の画面下部に「お問い合わせフォーム」ボタンが表示されます。なお、問い合わせフォームは研修環境には用意されておりませんので、本番環境からお願いします。
125	システム	利用料は、前払い、後払いを施設毎に設定し実施してよいか。	総合支援システムにおいては、都度払い(当日後払い)と月額払い(後払い)の2つの方法を設定することができます。
126	その他	こども誰でも通園制度に従事する者に向けた研修教材の公表はいつごろか。研修の受講が4月以降となっても支障はないか。	こども誰でも通園制度に従事する者に向けた研修については、詳細を検討中です。なお、保育人材の確保の観点から、経過措置についても検討しています。
127	その他	乳児等通園支援従事者のうち、保育士以外の職員については、子育て支援員研修又は家庭的保育事業の受講を上げられていますが、当該研修の開講時期が過ぎている場合なども想定されますが、 ①研修については、そもそも努力義務なのでしょうか？ ②市町村が認めた場合、こども家庭庁が開設しておられる動画視聴を活用して、同等の研修を受けたものとみなして差し支えないでしょうか？ (こども家庭庁HP 子育て支援員研修・映像教材) https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/kosodateshien-kyozai/	<p>①研修受講は必須になります。 ②市町村が認めた場合、映像教材をもって受講したとみなすことは可能ですが、映像教材は、子育て支援員研修のうち、基本研修のみとなっておりますので、専門研修については、市町村が定める受講形態にて、受講いただく必要がございます。なお、令和8年度以降の研修については、現在開発を進めているところです。</p>
128	その他	こども誰でも通園制度を実施する施設も第三者評価の努力義務対象となるのか。	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第5条第4項において、「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とされていることから、第三者評価の努力義務が課されています。
129	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項(必須記載事項)として「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」とあり、具体的には、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について(令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)において、「乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村(都道府県)における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。」と示されているが、どのような趣旨か。また、具体的にはどのような推進方策を想定しているのか。 例えば、保護者がその後の施設利用を検討している場合には、満3歳児が通園できる幼稚園や認定こども園に通うことができるよう必ず枠を確保しなければならないものか。それとも、利用可能な施設を案内するだけで構わないか。	<p>乳児等通園支援事業は、0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象とする事業です。一方、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)は、満3歳以降も含めた小学校就学前のこどもを対象としています。このため、乳児等通園支援事業を利用したこどもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用することとなる場合が想定されることです。 特に、保育所で実施される乳児等通園支援事業を利用していたこどもにとっては、満3歳に到達することにより1号認定を受けると、保育所に引き続き通うことができないため、保育所から認定こども園又は幼稚園に移ることとなります。したがって、施設・事業者間での連携・接続の推進方策を市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に明記する必要があります。 また、「一体的に提供する体制」とは、教育・保育等(教育・保育又は乳児等通園支援をいう。)を、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく提供する体制のことであり、乳児等通園支援事業者、教育・保育施設、地域型保育事業者等の相互連携を重視しつつ、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に具体的な取組を記載することが求められます。 ご質問の「保護者がその後の施設利用を検討している場合」においては、利用可能な施設を案内することを想定しています。</p>
130	子ども・子育て支援事業計画	追加となった基本的記載事項(必須記載事項)のうち、市町村子ども・子育て支援事業支援計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」並びに都道府県計画における「特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」について、具体的な記載内容はどのようなものを想定しているか。	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」については、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してゆく等の記載が考えられます。 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における「特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」のうち特定乳児等通園支援に係る部分については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)第22条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めることや、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ってゆく等の記載が考えられます。</p>

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
131	子ども・子育て支援事業計画	追加となった基本的記載事項(必須記載事項)のうち、市町村子ども・子育て支援事業支援計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」並びに都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における「特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」について代用計画で対応する場合の様式例をお示しいただきたい。	新たに代用計画の参考様式(「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について(依頼)」の補足について(令和7年10月3日付けこども家庭庁保育政策課事務連絡)別添1、2)を作成いたしましたので、ご活用ください。
132	子ども・子育て支援事業計画	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、乳児等通園支援の量の見込み及び確保方策を定める必要があるか。	定める必要はありません。
133	子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業支援計画において、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めることが求められているが、市町村の区域外の利用者についても、満3歳となった場合には、保育所・認定こども園などの教育・保育施設について、斡旋もしくは案内、又は施設への入所調整をするように市町村に義務付けられるのか。	市町村子ども・子育て支援事業計画においては、市町村の区域内に居住することも満3歳に到達した後に、教育・保育施設に円滑に接続できるよう推進方策を定めていただきますようお願いいたします。
134	子ども・子育て支援事業計画	代用計画での対応となった場合は子ども・子育て支援法上の計画の「変更」の取扱いとなり、下記の手続きが必要か。 (市町村の場合) ・地方版子ども・子育て会議等での意見聴取(子ども・子育て支援法第61条第7項) ・パブリックコメント(子ども・子育て支援法第61条第8項) ・都道府県への協議(子ども・子育て支援法第61条第9項) ・都道府県への提出(子ども・子育て支援法第61条第10項) (都道府県の場合) ・地方版子ども・子育て会議等での意見聴取(子ども・子育て支援法第62条第7項) ・国への提出(子ども・子育て支援法第62条第6項)	代用計画は、市町村及び都道府県において市町村子ども・子育て支援事業支援計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更することが困難である場合に、必要な事項を暫定的に定める代替措置であるため、計画の変更とは異なりますが、代替措置であることを踏まえ、下記についてご留意いただく必要があります。 (意見聴取について) 地方版子ども・子育て会議等での意見聴取については、会議日程等のやむを得ない事情がある場合には、代用計画の策定後の実施とすることも可能です。ただし、この場合においても、令和8年3月31日までに意見聴取を実施していただくようお願いします。なお、意見聴取については、地方版子ども・子育て会議を书面開催することにより実施することも考えられます。 (パブリックコメントについて) 市町村子ども・子育て支援事業計画を変更する際のパブリックコメントの実施は努力義務とされていることも踏まえ、ご対応をお願いします。 (都道府県への協議及び提出について) 市町村子ども・子育て支援事業計画を変更する場合の都道府県への協議及び提出は、子ども・子育て支援法上義務とされていることを踏まえ同様の対応をお願いします。なお、令和8年3月頃に調査を依頼し、国においてとりまとめを行う予定としていることを踏まえ、対応をお願いします。
135	子ども・子育て支援事業計画	計画の変更を代用計画の策定で対応した場合、令和8年度以降の第3期計画期間内に計画を変更する必要があるか。	代用計画は、あくまでも暫定措置であるため、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の中間年見直しを行う場合には、その際に、代用計画の内容について必要に応じて見直しを行った上で、代用計画の内容を市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を変更に反映することが考えられます。
136	子ども・子育て支援事業計画	第3期計画の策定の際に、あらかじめ必須記載事項の記載を行っている場合においても計画の変更が必要か。また、計画の変更が必要無い場合、地方版子ども・子育て会議等における意見聴取は不要という認識でよいのか。	現在策定されている市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において必要な事項が記載されている場合には、計画を変更することは不要です。計画を変更しない場合には、意見聴取も不要です。なお、現在策定されている計画において必要な事項が記載されている場合であっても、当該計画の数値を変更する場合には、地方版子ども・子育て会議等における意見聴取等の計画の変更手続きを行う必要があります。
137	子ども・子育て支援事業計画	乳児等通園支援の量の見込みについては、教育・保育提供区域ごとに定める必要があるか。	教育・保育提供区域ごとに定める必要があります。 なお、教育・保育提供区域は、教育・保育及び乳児等通園支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、乳児等通園支援事業の利用の実態が他の子ども・子育て支援の利用の実態と異なる場合には、当該実態に応じて、乳児等通園支援事業に係る教育・保育提供区域を設定することができます。 (「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)」第三の二の1)
138	子ども・子育て支援事業計画	「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」(令和7年9月16日付けこども家庭庁保育政策課事務連絡)の第3の(1)では、「年内に変更を行うことができるよう努めること。」との記載があったが、いつが策定のリミットになるのか。	令和7年度中に策定することが必要ですが、スケジュール案としてお示しているとおり、都道府県が市町村から早めに提出を受け、国への報告や調整を円滑に進めていただきますようお願いいたします。
139	予算	令和8年度からの乳児等のための支援給付のうち、支援納付金負担分1/2は、国負担分1/4と合算し、国費分3/4として交付される認識でよいのか。	ご認識のとおりです。
140	予算	令和8年度からの乳児等のための支援給付の国費分は、「子どものための教育・保育給付交付金」と同様の交付スキームで市町村へ交付される認識でよいのか。(都道府県の歳出予算においては、県負担分1/8のみ予算計上し、国費分3/4については計上する必要は無い認識だが、間違い無いか。)	ご認識のとおりです。
141	子ども・子育て支援事業計画	現行の第3期市町村子ども・子育て支援事業計画では「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして量の見込み確保方策を定めており、「乳児等通園支援の量の見込み確保方策」として個別に項を立てていないが、直ちに改定する必要があるか。	現行計画の量の見込み・確保方策に変更が無ければ、個別に項を立てるために、直ちに改定を行う必要はありません。なお、中間年見直しを行う場合には、必要に応じて量の見込み・確保方策の見直しを行った上で、項立てについても適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に反映することが考えられます。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
142	認可手続	教育・保育の利用定員の空きがある施設又は事業所から一般型乳児等通園支援事業の認可申請があった場合に、余裕活用型乳児等通園支援事業で実施可能であることを理由に認可しないことは可能か。	不可です。
143	認可手続	保育所等と一般型乳児等通園支援事業を実施している施設又は事業所において、当該保育所等の利用定員に空きが生じた場合に、その空きを活用して追加的に乳児等通園支援事業の利用者を受け入れることは可能か。	当該保育所等について一般型乳児等通園支援事業の認可に加えて、別途、余裕活用型乳児等通園支援事業の認可も合わせて受けることにより、一般型乳児等通園支援事業とは別に余裕活用型乳児等通園支援事業の利用者を受け入れることができます。なお、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の面積を重複して認可を受けることはできないことにご留意ください。
144	設備の基準関係	こども誰でも通園制度(余裕活用型)における利用定員は、通常保育部分の認可上の定員の空き人数のことを指すのか。また、弾力化で受け入れすることができる人数も含めて考えて良いのか。	余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員は子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認において定められた利用定員の空き枠を指します。また、通常保育における弾力化分の利用定員は、余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員に含めることはできません。
145	認定	子ども・子育て支援法第30条の15によれば、乳児等のための支援給付を受けようとする保護者は、内閣府令の定めるところにより、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないとされているが、令和7年度に市町村から利用者としての認定を受けた者についても令和8年度に改めて同法に基づく認定申請を行う必要があるのか。もしくは、同法に基づく申請があったものとみなし、認定を行うことができるのか。	乳児等のための支援給付の創設に伴い、原則として、改めて子ども・子育て支援法に基づき、保護者が乳児等支援給付認定の申請を行い、市町村が認定を行う必要があります。なお、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について」(令和8年1月27日付けこども家庭庁成育局長通知)で示しているとおり、各市町村の判断で、令和7年度事業における認定に際し提出のあった添付書類の省略を行う等の簡素化を図ることが考えられます。総合支援システム上の具体的な処理方法等、詳細については、「こども誰でも通園制度総合支援システムの年度切替に係る依頼事項及び注意点について」(令和8年2月13日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)及び「【こども誰でも通園】令和8年度_利用開始に向けた事前準備事項_20260127(送付用)」をご参照ください。
146	事業内容	令和8年度以降において、管内在住の児童が他市町村の施設を利用した場合、当該他市町村が独自に実施している上乗せの助成金は反映せず、法定給付部分のみを支払う対応で差し支えないか。	差し支えありません。
147	認可手続	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可に際し、利用定員の総数に空きがある場合であっても、0～満3歳未満の乳幼児の利用定員に空きが無い場合には認可できない認識でよいか。	ご認識のとおりです。乳児等通園支援事業は生後6か月～満3歳未満の乳幼児を対象とした事業であることから、満3歳以上～5歳児の利用定員の空きを活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することは想定しておらず、0～満3歳未満の乳幼児の利用定員の空きを活用することが適切であると考えます。
148	認可手続確認手続	乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準、特定乳児等通園支援事業の運営の基準は必ず条例で定めなければならないのか。規則で定めることは可能か。	必ず条例で定めなければなりません。 ○乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第34条の16第1項 ○特定乳児等通園支援事業の運営の基準 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第54条の3において準用する同法第46条第2項
149	認可手続確認手続	乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準、特定乳児等通園支援事業の運営の基準は、条例で定めることとされているところ、新規の条例制定ではなく、市町村の実情に応じて、例えば既存の「●●市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」等の改正により対応しても差し支えないか。	差し支えありません。
150	確認手続	特定乳児等通園支援事業の運営の基準について、令和7年度中に条例の制定が間に合わない可能性がある。経過措置はないのか。	特定乳児等通園支援事業の運営の基準については、内閣府令で定める基準を、市町村が条例で定める基準とみなす経過措置に関する政令の公布を予定しています。なお、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準(認可基準条例)については、同様の経過措置を講ずる予定はございませんので、ご注意ください。詳細は「市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についての経過措置について(周知)」(令和7年10月23日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)をご確認ください。
151	確認手続	公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、子ども・子育て支援法第54条の2に規定される「乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認」は市町村長が当該市町村長に対して自ら申請を行い、確認を行うのか。	ご認識の通りです。 ○子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第54条の2第2項
152	システム	総合支援システムは必ず利用しなければならないか。自治体独自のシステムを利用してもよいか。	総合支援システムの利用をお願いしております。広域利用や利用者の利便性を考慮のうえ、利用をご検討ください。
153	認可手続確認手続	令和8年3月31日以前に、準備行為として認可・確認を行う場合、認可・確認の日付は改正子ども・子育て支援法が施行される令和8年4月1日以降としなければならないか。	認可については、既に行うことができるほか、確認についても準備行為として行うことができるため、令和8年4月1日以降とする必要はありません。
154	認可手続	市町村として余裕活用型乳児等通園支援事業に限定して認可することは可能か。	乳児等通園支援事業の区分(一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業)については乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)第1条第1項第2号において、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準とされており、必ず両区分の基準について条例で定める必要があります。この基準に適合している者から認可申請があった場合には、認可する必要があるため、余裕活用型乳児等通園支援事業に限定して認可することはできません。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
155	認可手続	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可に際しては、認可申請時点で現に利用定員の空きが無くとも、認可を行うことは可能であるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 認可の際には、現時点では利用定員に空きがなかったとしても、将来利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可することができます。その上で、実際に利用定員の空きを活用して実施しているかどうかについては、監査等により実施状況を確認いただく必要があります。仮に、余裕活用型の認可を受けたものの、結果的に利用定員の空きが生じなかった場合は、当該年度においては誰通利用児童の受入れはできませんが、翌年度以降に利用定員の空きが生じる可能性を考慮して認可を取り消す必要はありません。
156	職員配置	「0歳児5人 1、2歳児5人」で利用定員を設定した施設において、設備運営基準は満たしつつ、「0歳児4人、1、2歳児6人」といったように、利用児童の総合計が利用定員を超えない範囲で内訳が変動しても問題ないか。 また、弾力的に「0歳児5人、1、2歳児6人」というように利用定員を超えて受入れを行うことは可能か。	前段については差し支えございません。 後段については不可です。利用定員を超えて受入れを行うことはできません。 なお、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)」について、令和7年11月14日付けで第16条第1項第6号の改正を行いました。これまで「乳児、幼児の区分ごとの定員」を定めなければならなかったところ、今回の改正に伴い、乳児、幼児の区分を問わず「利用定員」の総数のみを定めることが可能となりました。
157	認定	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第4条において、乳児等のための支援給付の支給要件の認定に関し、令和8年3月31日以前に準備行為として認定申請及び認定を行うことができる旨、規定されているが、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の15第3項に基づく認定証も令和8年3月31日以前に交付することができる認識でよいか。	ご認識のとおりです。
158	事業内容	一般型乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用し、余裕活用型一時預かり事業を実施することは可能か。	令和8年4月1日より可能です。乳児等通園支援事業を利用する児童の数が当該乳児等通園支援事業に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として一時預かり事業を実施することができるよう、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号の改正を行いました。詳細は、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和8年内閣府令第1号)及び、「児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令について」(令和8年1月29日こども家庭庁長官通知)をご参照ください。
159	事業内容	令和8年度からの乳児等支援給付費は毎月支給する必要があるか。 例えば、年度末に1年分合算して支払うことや、半年ごとに支払うといった運用は可能か。	子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第28条の30に規定されているとおり、毎月、支給する必要があります。
160	確認手続	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)第3条第2項に規定される「一月当たりの利用定員」の具体的な算出方法をお示しいただきたい。 また、当該「一月当たりの利用定員」は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第34条の15第5項第2号に規定される、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う際に、どのように考慮すべき数値か。	当該事業所における1時間当たりの利用定員×1月当たりの延べ開所時間数で算出したことが考えられます。 なお、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第34条の15第5項第2号に規定される、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う際には、上記に基づき算出された「一月当たりの利用定員」から定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(※)を除いた数値を用いることが考えられます。(※)月 176 時間(8時間×22 日)を基本としますが、市町村独自の設定も可能です。市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出時の設定と合わせていただく必要があります。
161	その他	指導監査は令和7年度から実施しなければならないのか。	児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)第35条の4において「市町村長は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業が法第三十四条の十六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。」と規定されているとおり、令和7年度より事業を開始している市町村は、令和7年度から指導監査を行う必要があります。 なお、指導監査にあたっては「児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の指導監査について(通知)」(令和7年11月28日付けこども家庭庁長官通知)をご参照ください。
162	認定	乳児等支援給付認定時に対象の乳幼児が保育所等に在籍していることを市町村が見抜けず、認定後に発覚した場合、認定の取消しを行った時点から将来に向かって乳児等のための支援給付を受ける資格を失うのか、それとも認定日に遡及して資格を失うのか。	子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第15条の8第2項に基づき乳児等支援給付認定を取り消すことになるため、認定日に遡及し、当初から乳児等のための支援給付を受ける資格を有していなかったこととなります。
163	認定	乳児等支援給付認定の申請に対する処分は「〇日以内にしなければならない」等、処理期間を定める法令上の規定はあるか。	乳児等支援給付認定に係る申請の処理期間については、子ども・子育て支援法上の規定はありませんが、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第6条に基づき、市町村において標準処理期間の設定・公表に努めてください。
164	予算	公定価格は正式にはいつ、どのような媒体で示されるのか。	特定教育・保育等の公定価格と同様、令和8年度予算が成立した後、告示で特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準をお示しすることになります。
165	設備の基準関係	余裕活用型乳児等通園支援事業の認可施設において、利用定員に空きは無いが、本体施設又は事業における入所児童が病気で欠席した場合等の空きを活用して乳児等通園支援事業を実施することは可能か。	不可です。 余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員は子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認において定められた利用定員の空き枠を指します。
166	事業内容	開所時間について、保護者のニーズに応じて18:00～22:00などの夜間や24時間とすることも可能か。	法令上、夜間の開所は妨げられませんが、こどもの健康的な生活環境の保持や本事業の趣旨目的を鑑みると、利用時間は日中に設定することを想定しています。いわゆるベビーホテルのように、保護者の事情に合わせて夜間時間帯に一時的にこどもを預かるような運営は適切ではありません。
167	事業内容	市町村として、定期利用に限って実施することは可能か。	定期利用・柔軟利用のいずれかの利用パターンに限って実施することは妨げられませんが、利用パターンの設定にあたっては、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」でお示している特徴や留意点を念頭に、地域の状況等を踏まえながら、市町村と事業者で調整の上、事業所ごとに検討いただくことが望ましいと考えます。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
168	事業内容	他市町村が独自事業として10時間を超えて利用可能としている時間分について広域利用の希望があった場合、受け入れを拒むことは可能か。	可能です。 独自事業の実施自治体におかれましては、乳児等通園支援事業が広域利用可能な事業であることを踏まえ、独自事業における広域利用の取り扱いについて検討のうえ、あらかじめその運用を対象者や近隣自治体へ十分周知いただくことが必要であると考えます。 なお、総合支援システム上、10時間を超えた独自上乗せ分については他市町村所在施設の予約を行うことができないため、他市町村にて独自上乗せ分の受け入れを行う場合にはシステム外で対応いただく必要があります。
169	その他	実施要綱の改正はいつを予定しているか。	実施要綱は、令和7年度までの予算事業としての乳児等通園支援事業を実施いただくための規程であるため、令和7年度末で廃止を予定しています。令和8年度以降は法令その他各種通知、市町村条例等に基づき実施いただくこととなります。
170	その他	第3回検討会資料において、令和8年度からの公定価格案の加算分単価として、生活困窮家庭等負担軽減加算の概要が示されているが、対象者の判定に税情報等が必要になると考えられる。 他市町村からの転入者については直近の税情報を保有していないが、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により税情報等を取扱することは可能か。	不可です。 対象者より課税証明書等の証明資料を提出いただくことにより要件の確認を行っていただく必要があります。なお、証明資料の提出にあたっては総合支援システム上のファイルアップロード機能をご活用いただけるよう改修予定です。 今後、情報連携の対象とするために法令上の措置や総合支援システム上の改修等を行う場合にはあらかじめお知らせいたします。
171	その他	令和8年度、子育て支援員研修事業に「こども誰でも通園制度コース」が創設されるとのことだが、実施主体は都道府県、市町村のどちらを想定しているか。	双方実施主体となり得ます。なお、広域行政の役割として、管内市町村における保育者の確保や育成の支援を引き続き担っていただく必要があることから、本コースについては、都道府県が実施主体の子育て支援員研修にて実施されるものと想定しています。 なお、新コースの内容や経過措置等の検討状況については「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」(第2回、第3回)においてお示しておりますので別途HPをご確認ください。
172	その他	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第69条第1項において、「国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。」とあるが、公立施設において乳児等通園支援事業を実施する場合には市町村長から管轄の都道府県知事宛に第二種社会福祉事業の開始届を提出する必要があるという認識でよいか。	ご認識の通りです。 なお、指定都市については地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第174条の30の2第2項、中核市については同令第174条の49の7第2項の規定により届出を要しません。
173	システム	総合支援システムにおいて令和8年度の給付認定証から公印画像の登録ができるようになることだが、公印画像の登録は必須か。 そもそも認定証に公印を押印しなければならないのか。	総合支援システム上、公印画像の登録は任意になります。 なお、法令上、市町村において認定証に公印を押印しなければならない規定はありません。押印の要否については市町村にてご判断ください。
174	認定	企業主導型保育事業を利用する乳幼児は乳児等通園支援事業の対象外であるが、市町村では企業主導型保育事業の利用状況は把握できていない。認定時にどのように審査すればよいのか。	従来より子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第28条の14の規定により企業主導型保育施設の利用状況の報告を受けていたものと存じますが、改正後の同規則第28条の29の規定に基づく報告により、市町村において入所状況を把握できるものと考えます。具体的な実務フローは従来と同様の手続きを想定しており、「企業主導型保育施設の利用状況の報告について」(令和元年8月19日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当))参照)、それぞれの根拠に基づいて二重に同内容を報告する必要はありません。 なお、前提として、企業主導型保育施設を含め、保育所等に入所されている方は本事業を利用できないことを十分にご理解いただいたうえで、利用の申請をいただく必要がありますので、市町村におかれましてはあらかじめ利用希望者への制度周知に努めていただくようお願いいたします。
175	設備の基準関係	利用者が弁当を持参する場合は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和七年内閣府令第一号)第15条で規定される「食事の提供」には該当しないと考えるが、調理機能を有する設備を備える必要はあるか。	弁当持参の場合には、基準第15条で規定される「食事の提供」には該当しませんが、手引の【食事の提供について】に記載の通り食中毒の防止など児童の安全性を確保するため、受け渡しや保管場所、提供時等の衛生管理を徹底するなど適切な実施体制を確保するようお願いいたします。
176	認定	乳児等のための支援給付は、生後6か月経過後のこどもが対象となる認識だが、具体的にはどの時点から対象となるのか。	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の32の10第3項でいう「出生の日から6箇月を経過」は、出生の日から起算し、出生の日が属する月の6月後の月の応答日の前日に満了することとし、その翌日以降の特定乳児等通園支援の利用が乳児等のための支援給付の対象となります。ただし、6月後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了することとします。 (例) ・ 6/10 出生 → 12/9に満了 → 12/10から対象 ・ 10/31出生 → 4/30に満了 → 5/1から対象 ・ 8/31出生 → 2/28に満了(※うるう年:2/29) → 3/1から対象(※うるう年:3/1)
177	認定	いわゆる無戸籍児童も乳児等通園支援事業の対象となるか。	元夫の嫡出推定が及ぶこと等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、当該小学校就学前子どもが当該市町村に居住している実態を確認できれば、対象となります。 「無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて」(令和8年1月30日付けこども家庭庁支援局総務課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)をご参照ください。
178	事業内容	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和七年内閣府令第九十五号)第12条第2項の規定「特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価」とは具体的に何か。	事業所の個々の取組や保育環境などにより、事業所それぞれが任意に設定するものです。なお、利用者の理解が得られるよう趣旨や積算根拠を用意することが望ましいものです。
179	事業内容	保護者から利用料を徴収した場合、公定価格から徴収した利用料を差し引いたうえで、乳児等のための支援給付を行う必要があるか。	公定価格から、徴収した利用料を差し引く必要はありません。乳児等のための支援給付は、教育・保育給付(施設型給付等)と異なり公定価格が全額給付される制度となります。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
180	認定	示されている参考様式のうち、保護者へ交付する「乳児等支援給付認定証」について、「障害児加算」や「要支援家庭のこども加算」の適用有無を示す欄が設けられている。保護者の中には、こどもの障害を受容していない場合や、要支援家庭であることを市町村から保護者へ伝えていない場合があり、認定証に記載を行わない等の配慮が必要であると考えられるが、国はどのように考えているか。	乳児等支援給付における加算につきましては、利用者からの申請や、利用者の理解を得たうえで認定する仕組みとなります。（加算の詳細につきましては、今後、留意事項通知でお示しします。） 認定証に加算内容を記載することで、利用者本人が適用される加算を認識したうえでサービスをご利用いただけると考えております。 また、加算内容が事業所側と適切に共有されることにより、必要な支援を幅広く受けることができるかと考えております。
181	確認手続	広域利用の利用者を受け入れた場合、当該事業所においては、当該利用者の居住する自治体からも、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける必要があるか。	特定乳児等通園支援事業者の確認については、市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村（「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする場合に、当該他の市町村の長が別途改めて確認を行う必要はありません。
182	その他	社会福祉法第2条第3項第2号及び第4項第4号において、常時保護を受ける者が20人以上の事業は第二種社会福祉事業に該当するものと規定されているが、ここでいう「常時保護を受ける者」とは乳児等通園支援事業においては何を指すか。	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第3条第2項に規定する「一月当たりの利用定員」を参考に、事業所ごとにご判断ください。なお、「一月当たりの利用定員」は当該事業所における1時間当たりの利用定員×1月当たりの延べ開所時間数で算出いただくことが考えられます。 詳細は「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る社会福祉法上の事業区分等について」（令和8年2月6日付けこども家庭庁保育政策課事務連絡）をご参照ください。
183	事業内容	公立の特定乳児等通園支援事業所での利用料は法令上どのような性質か。	公立の特定乳児等通園支援事業所において徴収する利用料については、市町村ごとの実情に応じて下記いずれかの整理を行うことができるものと考えます。 ①公の施設の使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条） ②特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第2項） ③①及び②双方の性質を有するもの
184	事業内容	公立の特定乳児等通園支援事業所で実施する場合、利用料の徴収について条例に定める必要があるか。また条例に定める必要がある場合、併せて減免規定を設ける必要があるか。	当該市町村の公立の特定乳児等通園支援事業所における利用料の整理・性質によって異なるものであり、No.183における①～③ごとの整理によって次のとおり考えられます。 ①または③の場合 利用料の徴収については、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定める必要がありますが、また、その性質からして減免規定についても条例に定めることが適当であると考えます。 ②の場合 利用料の徴収については、必ずしも条例等に規定する必要はありませんが、当該利用料の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に利用料の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければなりません。
185	事業内容	公立の特定乳児等通園支援事業所で実施する場合、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象利用者に対し、利用料の減額をした際、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象となるのか。	当該市町村の公立の特定乳児等通園支援事業所における利用料の整理・性質によって異なるものであり、No.183における①～③ごとの整理によって次のとおり考えられます。 ①の場合 生活困窮家庭等負担軽減加算については特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第12条第2項の規定による支払の額を減額した場合に加算することとする予定であり、公の施設の使用料として整理がなされている利用料の減額を行ったとしても、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象外となります。 ②または③の場合 利用料の減額を行った場合、生活困窮家庭等負担軽減加算の対象となります。
186	事業内容	他市町村に居住する利用者の利用料のみ高く設定することは可能か。	当該市町村の公立の特定乳児等通園支援事業所における利用料の整理・性質によって異なるものであり、No.183における①～③ごとの整理によって次のとおり考えられます。 ①または③の場合 条例に基づき、利用者の居住地に応じて差を設けることも可能であると考えます。 ②の場合 質の確保及び向上を図る上で必要な対価として徴収するものであるため、利用者の居住地に応じて差を設けることは適当ではないと考えます。
187	事業内容	利用料の徴収にあたり、キャッシュレス決済を利用することに伴う手数料の額を保護者から徴収してもよいのか。	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第3項第5号に基づき、保護者負担が適当な費用であると判断される場合には、運営規程に定めるとともに保護者の理解を得た上で徴収することは差し支えございません。ただし、キャッシュレス決済を含むICTの導入により業務負担が軽減されること等を踏まえ、保護者に負担を求めることについては十分に検討をお願いいたします。
188	事業内容	令和8年4月1日から、一般型乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用して余裕活用型一時預かり事業を行うことができるようになると承知しているが、なぜ一般型一時預かり事業の利用定員の空きを活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を行うことはできないのか。	余裕活用型乳児等通園支援事業の実施可能な施設又は事業については、同事業において設定する利用定員が子ども・子育て支援法にて確認を受けるものであることを踏まえ、同法に基づき確認を受けた利用定員を設定しているものとする必要があり、また、児童の安全・安心な受入れ環境が整っている必要もあることから、行政による監督の下、適正に運営されていることを公的に確認できるもののうち、乳児等の受入れを前提としているものを設備運営基準第20条第3項に定めております。このため、届出により実施することができる一般型一時預かり事業は対象としないこととしております。
189	事業内容	利用料の減額を実施するかどうかは事業所ごとの判断でよいのか。	令和8年度からの利用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第12条第2項の規定に基づき、事業所が保護者の同意を得て徴収することから、当該利用料の減額を実施するかどうかの判断についても、当該事業所が行うこととなります。
190	その他	余裕活用型乳児等通園支援事業の利用定員については、一般型乳児等通園支援事業の利用定員と同様に、具体的な利用定員を定める必要があるのか。又は、具体的な人数を定めず、「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う保育所等の利用定員の総数から当該保育所等の利用児童数を除いた数以下の数の児童」と定めることも法令上想定しているのか。これが不可である場合、どのようにして具体的な人数を定めればよいのか。	乳児等通園支援事業の利用定員は、類型を問わず具体的な人数を定める必要があります。 そのうえで、余裕活用型乳児等通園支援事業については、本事業を行う保育所等の空き定員の数が流動的であることを踏まえ、例えば、例年の空き状況等を鑑みて、当該事業所において想定され得る最大の活用可能人数を定員として設定することも考えられます。

令和7年度 こども誰でも通園制度に関する Q&A【第20版】

令和8年3月9日改定

No.	事項	質問	回答
191	事業内容	<p>補助金等の交付を受けて取得等した保育所等で、一般型乳児等通園支援事業を行う場合、財産処分を申請し、承認を受けることは必要になりますか。 また、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合も同様に申請等が必要でしょうか。</p>	<p>補助金等の交付を受けて取得等した保育所等で、一般型乳児等通園支援事業を行う場合、財産処分の一部、もしくは全部転用に該当し、財産処分の承認が必要ですが、包括承認事項として、国からの個別承認や国庫納付は不要となります。 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合は、一時使用であるとして財産処分に該当せず、手続不要です。詳細は、令和8年2月27日改正の「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(令和5年6月15日付けこども家庭庁成育局長・支援局長通知)をご確認ください。</p>
192	事業内容	<p>保育所等における施設長は運営管理業務に専従することが求められており、2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、施設型給付費及び地域型保育給付費等が減算されるが、当該施設長が児童福祉法第34条の15第3項に規定する乳児等通園支援事業の「実務を担当する幹部職員」を担う場合には減算の対象になるか。</p>	<p>乳児等通園支援事業における「実務を担当する幹部職員」を保育所等の施設長が担うことをもって直ちに減算の対象となるものではありません。 保育所等の施設長が一時的に乳児等通園支援事業の実務を担当する幹部職員として、乳児等通園支援事業に従事することは妨げませんが、長期間乳児等通園支援事業に従事することは想定しておらず、その場合は施設長が保育所等の職務に専従していない場合と同様、減算の対象となります。 なお、乳児等通園支援事業における「実務を担当する幹部職員」は、保育所等の施設長でなくとも要件を満たすことが可能であることから、通常の教育・保育に支障がでない者で対応をお願いします。</p>